

2002年11月14日
(平成14年)

藤沢市教育委員会
教育長 中村 喬 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横尾 裕夫

ふじさわ学校イントラネットユーザ名登録業務に係る個人情報のコンピュータ
利用について（答申）

2002年（平成14年）11月8日付けで諮問（第111号）されたふじさわ学校
イントラネットユーザ名登録業務に係るコンピュータ利用について、次のとおり答申し
ます。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報保護条例第11条の規定によるコンピュータ利用を認める。

2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、コンピュータ利用の必要性及び安全対策は次
のとおりである。

(1) 諮問に至る経過

ますます高度情報通信社会が進展していく中、児童生徒があふれる情報の中で主
体的に情報を選択・活用できるようにしたり、情報の発信・受信の基本的ルールを
身につけるなど情報活用能力を培うとともに、情報化の影響などについて理解を深
めることは、一層重要なものになっている。また、今年度から完全実施となった新
教育課程においてもその重要性はうたわれている。

本市としては、このような情報化に対応した教育環境として、「ふじさわ学校イ
ントラネット」を構築し、児童生徒が安全に情報のやりとりをすることができる仕
組みを整えた。このイントラネット内で、責任ある情報発信をすること、発信者の
特定をすることが必要になってきたため、あらかじめ市内小中養護学校児童生徒全
員の個人情報をシステム上に登録するために諮問をするものである。

(2) コンピュータ利用の必要性

このように、イントラネット内で、学校内及び学校間における電子メールや電子

掲示板を利用するため、コンピュータ利用の必要がある。

入力項目については、市内小中養護学校55校に在籍するすべての児童生徒の学年、学級、出席番号、氏名であり、入力方法については、各学校の職員が各学校のサーバーに入力をする。

(3) 安全対策

学校イントラネットにおける安全対策は、つぎのとおりであり、また、「藤沢市コンピュータ管理運営規程」に基づき運用する。

ア 物理的セキュリティ対策

サーバー設置場所については、不正な立ち入り、情報資産の損傷、妨害等から保護するために施錠の確認を行う。

イ 人的セキュリティ対策

各学校長をセキュリティに関する責任者とし、セキュリティについて組織的に周知徹底する。

ウ 技術及び運用におけるセキュリティ対策

外部からの不正なアクセス等から個人情報適切に保護するため、藤沢市教育文化センター及び各学校においてアクセス制御を行う。

3 審議会の判断理由

以下のことから、コンピュータ利用を認めるものである。

(1) コンピュータ利用の必要性

ふじさわ学校イントラネット内において、児童生徒が電子メールや電子掲示板を利用するにあたり、責任ある情報発信をするために発信者の特定をする必要があることから、コンピュータ利用の必要性は認められる。

(2) 取り扱う個人情報の範囲

コンピュータで取り扱う項目は、次に掲げる事項となっているが、これらは本業務における必要最小限の項目であると認められる。

学年・学級・出席番号・氏名

(3) 安全対策

本業務の処理にあたっては、個人情報の保護及び安全対策を図るため、「藤沢市コンピュータ管理運営規程」を遵守する、サーバー設置場所への施錠や、管理責任者を中心とした個人情報保護の周知徹底、また、不正アクセスの防止など、安全対策が図られていると認められる。

以 上